

苫小牧市市有施設の P P A による太陽光発電設備等設置事業補助金交付要綱 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業分)対象分)

(通則)

第 1 条 苫小牧市市有施設の P P A による太陽光発電設備等設置事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和 4 年 7 月 1 日環地域事発第 2207011 号。以下「国交付要綱」という。)、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和 4 年 7 月 1 日環地域事発第 2207012 号。以下「国実施要領」という。)、苫小牧市補助金等交付規則(平成 30 年苫小牧市規則第 9 号。以下「規則」という。)、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、P P A 方式により苫小牧市市有施設に太陽光発電設備または蓄電池を設置する民間事業者に対して、経費の一部を補助することで、再生可能エネルギーの導入・活用を促進し、2050 年ゼロカーボンシティの実現及び 2030 年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、国交付要綱及び国実施要領、規則において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第 4 条 補助対象者、補助事業の要件、補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 本市の市税に滞納がある者
- (2) 苫小牧市暴力団の排除に関する条例(平成 27 年条例第 33 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者

(補助額の年度間調整)

第 5 条 この補助金の交付後、補助対象事業の進捗の状況により、進捗率に変更があった場合には、補助金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交

付された補助金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第8条 補助金の交付決定前に補助事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業のうち、契約及び発注行為を実施しようとする場合において、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金事前着手届(様式第3号)を市長に提出したときはこの限りではない。

(変更の交付申請)

第9条 第7条の規定による補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合には、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金変更交付申請書(様式第4号。以下「変更交付申請書」という。)に、当該変更の内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- (1) 役員の変更
- (2) 事業所の所在地の変更(市外への移転を除く。)
- (3) 連絡先の変更

(4) その他市長が軽微な変更と認める事項

(変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、変更すべきものと認めたときは、変更を承認し、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金変更承認通知書(様式第5号)を補助事業者に通知するものとする。

(善管注意義務)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければいけない。

(収益納付)

第12条 補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助金の交付決定後、事情の変更等により、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長に苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業完了予定期日変更報告書(様式第7号)を提出し、その旨を報告したうえで指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金実績報告書(様式第8号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条に基づく中止又は廃止の承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第15条に規定する報告があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命じるものとする。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付の時期等)

第19条 補助金は、第16条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。

(補助金の請求)

第20条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第21条 補助事業者は、第17条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17条に準じて改めて額の

再確定を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第17条の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金交付取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、苫小牧市市有施設のPPAによる太陽光発電設備等設置事業補助金等返還命令書（様式第12号）により、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全額又は一部の返還を命じることができる。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命じられたときは、規則に基づき返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第24条 補助事業者は、当該補助事業等の収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の関係書類は、当該補助事業等の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第25条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了した日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する間、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し（廃棄を含む。）又は担保に供してはならない。（以下「処分」という。）

2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第13号）を提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助事業者による財産の処分について承認するときは、当該財産の取得に要した補助金について、返還させるものとする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(発電量の報告)

第26条 補助事業者は、補助金の交付を受けた設備の発電開始年度から起算して20年の期間、月例で総発電量及び自家消費量を翌月10日までに市に報告しなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表

補助対象者	P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を供給する事業者）
補助事業の要件	<p>自家消費型太陽光発電設備または蓄電池をP P Aにより設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設備経費地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年7月1日環政計発第2207012号）別紙2の2（2）ア（ア）及びア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2. 市内に設置されるものであること。 3. 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助対象経費	補助事業期間内における設置に係る経費のうち、国実施要領別紙2の2（2）ア（ア）及びア（イ）並びに別表第1（交付対象経費：設備整備事業）に定める経費を対象とする。
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備に係る経費：1/2以内 ・蓄電池に係る経費：2/3以内（ただし、下記価格（※）の2/3を上限とする。） <p>※業務用（4800Ah・セル以上）：19万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p>